①上部躯体とりこわし及び基礎部躯体とりこわし

|  |  |
| --- | --- |
| とりこわし歩掛りに含む工事等 | 別途計上する工事等 |
| (建築に関する事項)  ・鉄筋切断、発生材の小割、分別、積込み及び  散水。  ・地業(捨コン及び砂利地業)の解体。  ・壁及び天井仕上げの下地材の解体。  ・玄関庇等の小規模な鉄骨の解体。  ・屋内階段が鉄骨造である場合の解体。  ・建物外壁部に取り付けられた、施設名表示等  の解体。  ・鉄筋コンクリート造の屋根が鉄骨造となって  いる場合の下地鉄骨部材の解体。  ・土間コンクリート及び土間スラブの解体は、  基礎部躯体とりこわし歩掛りに含まれる。  ・基礎部とりこわしの歩掛りには、撤去部の根  切り・埋戻し・敷均し(場内発生土砂を利用)  を含む。  (電気設備に関する事項)  ・躯体に埋め込まれた設備機器類の解体。  ・配管・配線の解体。  (機械設備に関する事項)  ・躯体に埋め込まれた設備機器類の解体。  ・配管類の解体。 | ・杭の引き抜き、場所打ち杭及びラップルコン  クリート等の解体。  ・建物内の備品(家具類)等の解体。  ・エレベーター設備に附帯する鉄骨部材、耐震  補強等で設置された鉄骨部材の解体。  ・施設の用途上設置された鉄骨階段の解体。  ・屋外鉄骨階段の解体。  ・特記による、とりこわし後の敷地の整地。 |

- RA 85 -